



* 社内に笑顔を咲かせましょう *

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き



たいへん遅くなりましたが、明けましておめでとうございます。お正月は、どのように過ごされましたか？
私は我が家で恒例になりつつある神鍋スキー、そして10年ぶりかというゴルフをしてきました（結果は…内緒です）。

年末年始はずっと慌しく、お蔭で2回も風邪をひいてしまいました。2回目は少し引きずりかけていたのですが、そのときに”生姜梅番茶”というものを教えてもらい、それを飲み始めたら2日程ですっきりしてきました。名前のとおり…番茶に梅干と、すった生姜を入れるだけの手軽な飲み物です。風邪のひき初めにも、とても効くとか！これから風邪の流行る季節です。皆さまもよろしければご参考に。。



* 助成金のご案内 *

～中小企業緊急雇用安定助成金～

急激な経済状況の変化によって事業経営が困難となった場合、中小企業が従業員を休業、教育訓練、出向などによって雇用維持の取り組みをした場合、それを支援するために事業主に対して、それらの一部を助成するものです。

●主な支給の要件

- ・中小事業主であり、雇用保険の加入事業所であること。
- ・最近3ヶ月の生産量が、前年同期（あるいは直近3ヶ月）と比べて減っていること。
- ・前期決算時などの経常利益が赤字であること（上記の生産量が5%減少している場合には、この要件は必要ありません）。

●助成率

- ・休業、教育訓練、出向手当の4/5
- ・教育訓練費 1人1日6,000円

* ご検討ご利用される場合には、詳細をご確認ください。

★これで完璧！1月の事務★



☆法定調書と給与支払報告書の提出☆

源泉徴収票（給与支払報告書）、支払調書など各種法定調書を作成し、税務署や市区町村へ2月2日までに提出します。源泉徴収票は1通を本人に交付します。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

12月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、1月13日までに納付。

従業員10人未満の事業所などで納期の特例の適用を受けている場合には、所得税の源泉徴収税額（7月～12月分）を1月13日までに納付します。ただし、「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」を提出済みの場合は、1月20日が納期限です。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

12月分社会保険料・児童手当拠出金を2月2日までに納付。

☆11月決算法人の確定申告と納税☆

11月決算法人の確定申告と納税、5月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに1月中の決算応答日までです。

★法定調書 クソ・イントロ・ハイス★



☆給与所得の源泉徴収票の提出（税務署）☆

税務署への源泉徴収票の提出する範囲は、
年調をした人→支払金額500万円超（法人役員・役員だった人は150万円超）
年調をしなかった人→20年中に退職した人250万円超（役員50万円超）、
2,000万円超で年調しなかった人、
乙欄適用の人50万円超

☆退職所得の源泉徴収票（税務署）☆

法人の役員であった人

☆支払調書の提出範囲（税務署）☆

20年中の支払金額が5万円超の人
外交員、集金人など→50万円超

☆給与支払報告書の提出（市区町村）☆

在職者全員
20年中に退職した人について支払金額が30万円超

*パート・アルバイト・短期雇用者についても、上記要件に当てはまれば全て提出対象です。

**Q. 労働基準法や労働者派遣法が改正されるそうですが、
何が変わるのでしょうか？**

A. 12月5日に成立した改正労働基準法の主な内容は、次のとおりです。

- ①残業代の割増率について、月60時間を超える部分を現行の「25%」以上から「50%」以上に引き上げる。
- ②年次有給休暇のうち、年5日分について1時間単位での取得が可能になる（事業場で労使協定を結んだ場合）。

残業が月に80時間を超えると過労死の危険が高まるとされていることから、当初80時間を超える場合に割増率が高く設定される予定でしたが、一層の制限に向けて「60時間超」へ修正されました。ただし当分の間、中小企業へは適用されません。

労働者派遣法の改正内容（見込み）は、次のとおりです。

- ①日雇派遣（日々または30日以内の派遣）を原則として禁止する。
- ②グループ企業への派遣を、全体の8割以下に制限する。
- ③違法派遣の場合、行政が介入して派遣先への直接雇用を勧告できる制度を創る。

法案が成立すれば平成21年10月（一部は22年4月）より施行される予定です。派遣については製造業を中心とした2009年問題もありますし、改正法施行後は短期の派遣活用や長時間残業などによって業務量の変動に対応することが、とても難しくなってきます。計画性を強化する、作業のムダをなくすなど、身近なところからの運営を見直す必要がありそうです。

羽瀧貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽瀧貴久子

〒663-8234 西宮市津門住江町8-16-815

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

